

指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 利 用 重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、指定居宅介護支援事業運営規程第7条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業所の名称	社会福祉法人 佐賀キリスト教事業団
法人所在地	佐賀県佐賀市大和町大字久留間3865-1
法人の種別	社 会 福 祉 法 人
代表者役職氏名	理 事 長 古 賀 理
電話番号	0952-62-5566
FAX番号	0952-62-5561

2. 御利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		佐賀県知事の事業者指定		利用 定員
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	2000年 4月 1日	4161090032	66人
居宅	短期入所生活介護	1999年10月22日	4161090032	2人
	短期入所生活介護（末広）	2014年 8月 1日	4170102620	21人
	訪問介護	1999年10月22日	4161090032	一人
	通所介護（DS大和）	1999年10月22日	4161090032	40人
	地域密着型通所介護（DS末広）	2016年 4月 1日	4170101200	18人
	通所介護（TDはるかぜ）	2021年 3月 1日	4170103487	30人
	認知症対応型共同生活介護（くつろ樹1号館）	2002年 9月 6日	4161090032	9人
	認知症対応型共同生活介護（くつろ樹2号館）	2017年 7月 1日	4190100422	9人
	認知症対応型共同生活介護（末広）	2004年 5月 1日	4170100699	9人
	認知症対応型共同生活介護（川上）	2005年 5月 1日	4171000310	9人
	認知症対応型共同生活介護（片田江）	2010年12月 1日	4190100190	9人
	小規模多機能型居宅介護（川上）	2008年 4月 1日	4190100091	29人
	小規模多機能型居宅介護（片田江）	2010年12月 1日	4190100190	29人
居宅介護支援事業（ケアマネジメントサービス）		1999年 8月13日	4161090032	一人

事業の目的及び運営方針

- 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

3. 職員の職種、人数及び職務内容

職員の職種	員数	区 分				職 務 内 容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			指定居宅介護支援事業の運営に関する管理・指揮を行う
主任介護支援専門員	1	1				介護支援専門員からの相談及び助言、指導を行う。
介護支援専門員	3	3				居宅サービス計画の作成・変更、連絡調整、給付管理業務を行う

4. 営業日及び営業時間

営 業 日	毎週月曜日から金曜日まで
営 業 時 間	午前 8 時 3 0 分 ～ 1 7 時 3 0 分

5. 支援サービスの提供方法及び内容

計画の作成	指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、居宅サービス計画を利用者の希望に沿って作成します。
問い合わせ又は利用申込方法	指定居宅介護支援の提供に関する問い合わせ又は利用申込は、電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。
提供拒否の禁止	正当な理由なく指定居宅介護支援の提供拒否はいたしません。
サービス提供困難時の対応	事業の実施地域によっては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる場合があります。
受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その人の提示する被保険者証（資格者証を含む）によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確認させていただきます。
介護支援専門員の身分証明書の提示	介護支援専門員には、身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から身分を証する書類を求められた時は提示します。

6. 介護保険給付サービス

居宅サービス計画の作成	利用者及びその家族の希望、解決すべき課題、地域における居宅サービス体制を勘案し、サービス目標、時期等を盛り込んだ居宅サービス計画を作成します。
居宅サービス事業者との連絡調整	利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
介護保険給付管理業務	居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定等の申請の援助	指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定の申請の援助を行います。 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前には行われるよう、必要な援助を行います。

7. 利用料及びその他の費用

(1) 利用料

区 分	利 用 料 及 び 内 容
法定代理受領の場合	要介護認定を受けられた方は、介護保険で全額給付されますので利用料の負担はありません
法定代理受領でない場合	保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の料金を頂きサービス提供証明書を発行します ※ サービス提供証明書を保険者窓口に提出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によって全額が利用者負担となる場合があります。
居宅介護支援費	＜取扱件数が介護支援専門員一人当たり45件未満の場合＞ 要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円
特定事業所加算Ⅱ	○4,210円／月 以下の算定要件を満たすことにより加算を算定します。 ・常勤の主任介護支援専門員を配置している。 ・常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置している。 ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。 ・24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している。

	・特定事業所集中減算の適用を受けていない。 ・介護支援専門員1人当りの担当件数が45件未満である。 ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施している。 ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加している。 ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。
介護職員等処遇改善加算	○2. 1% （支援費及び加算を含めた総単位乗じる） 事業所が定められた要件を満たした場合に算定ができ、介護従業者の賃金改善や働きやすい職場づくりを行うための加算です。

(2) 交通費

区 分	利 用 料
交 通 費	利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費を請求します。 1kmにつき 37 円

(3) 解約料

区 分	利 用 料
解 約 料	利用者は、契約終了希望日の1週間前までに文書で通知することにより、いつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

8. 通常の事業の実施区域

事業の実施区域	佐賀市 小城市（小城町、三日月町のみ） 神埼市（千代田町のみ）
---------	---------------------------------

9. 苦情申立先

当事業所 相談窓口	窓口担当者 佐賀北部サポートセンター 次 長 屋敷 将志 ケアマネジメントサービス 係 長 山田 万里子 受付時間 月～金 8時30分～17時30分 受付方法 電話 フリーダイヤル 0120-62-6080 面接 相談室 苦情箱 施設内に設置
シオンの園 オンブズマン 委員会	窓口担当者 総務部長 受付時間：9時00分～18時00分 （月～金曜日、祝日・年末年始を除く） 電話：0952-62-5566
外部相談窓口	佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険係 住所：佐賀市呉服元町7番28号 受付：8時30分～17時15分 （月～金曜日、祝日・年末年始を除く） 電話：0952-26-1477 佐賀中部広域連合 給付課 指導係 住所：佐賀市白山2丁目1番12号（佐賀商工ビル5階）

	受付：８時３０分～１７時１５分 （月～金曜日、祝日・年末年始を除く） 電話：０９５２－４０－１１３１
外部相談窓口	佐賀県福祉サービス運営適性化委員会（佐賀県社会福祉協議会内） 住所：佐賀市天神１丁目４－１５ 受付：８時３０分～１７時１５分 （月～金曜日、祝日・年末年始を除く） 電話：０９５２－２３－２１５１

１０．具体的取扱い方針

居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が有する能力やその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
利用者に提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
利用者又はその家族は介護支援専門員に対し、居宅サービス計画に位置づける指定居宅サービス等について複数の事業所の紹介を求める事ができ、介護支援専門員は求めに応じて指定居宅サービス等の紹介を行います。
居宅サービス計画に基づいた指定居宅サービス等の提供について、保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。その際に利用者又はその家族は介護支援専門員が居宅サービス計画に指定居宅サービス等を位置づけた理由を求める事ができ、介護支援専門員はその求めに応じ説明を行います。
居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行いながら、居宅サービス計画の実施状況により利用者の必要に応じた居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図ります。
医療機関（病院等）へ入院した場合、または介護保険施設等へ入所をしようとする場合には、利用者又はその家族から現在の担当介護支援専門員の事業所及び氏名を伝えてもらう事で、医療機関又は介護保健施設等への連絡を行い円滑な情報提供を行います。
医療機関（病院等）又は介護保険施設等から退院又は退所しようとする場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、日程等について連絡調整を行い、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。
居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスが必要な場合は、当該医療サービスに係る主治の医師等の意見を求め、意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。医療サービス以外の指定居宅サービス等が必要な場合は、当該指定居宅

サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、これを尊重します。

居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、介護支援専門員が把握した利用者の状態等については、主治の医師又は歯科医師、薬剤師等に必要な情報の伝達を行います。

利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。

居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画を作成します。

1 1. 秘密保持（個人情報の取扱い）

業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。
但し、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。

1 2. 事故発生時の対応

利用者に対して、居宅介護支援を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 3. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者 山田 万里子

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- ・当事業所従業者または居宅サービス事業者、養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 身体的拘束について

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。

身体的拘束等の適正化を図るために、以下の措置を講じます。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- ・身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しています。

15. 24時間連絡体制（緊急連絡先）

日中帯連絡先 8:30～18:00	連絡先 シオンの園 ケアマネジメントサービス 電 話 0952-62-6080 ※連絡を受け内容を確認後、各担当介護支援専門員に連絡調整を行います。
夜間帯連絡先 18:00～翌8:30	連絡先 特別養護老人ホーム シオンの園 電 話 0952-62-5566 緊急時連絡先 佐賀北部ケアセンター 次長 屋敷 将志 080-7094-7350 ケアマネジメントサービス 係長 山田 万里子 080-8379-8910

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	① あり	実 施 日	2024年10月11日
		評価機関名称	佐賀中部広域連合
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

17. 情報開示（公正中立の確保の説明）

居宅介護支援において、指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業所等に不当に偏る事がないよう、公正中立に行われている事の説明を行います。

別紙1のとおり

18. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項の説明

別紙2のとおり

(別紙1)

当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

判定期間 : 2025 (令和7) 年9月1日～2026 (令和8) 年2月28日 (6ヶ月)
総計画数 : 830件

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの利用割合は次の通りとなります。

訪問介護	27.0%
通所介護	51.0%
地域密着型通所介護	17.0%
福祉用具貸与	56.0%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合は次の通りとなります。

訪問介護	シオンの園 ホームヘルプサービス	ケアサービスゆうゆう	介護介護のびのびケア
	36.0%	15.4%	6.1%
通所介護	シオンの園 デイサービス大和 トレーニングデイはるかぜ	リーガル デイサービスセンター	ケアサービスゆうゆう
	48.7%	6.8%	6.6%
地域密着型 通所介護	シオンの園 デイサービス水ヶ江	デイサービスセンターえいる	きたえる一む佐賀兵庫南
	56.2%	11.6%	7.1%
福祉用具貸与	タイヘイM&C	ベストケア佐賀	エッグ
	29.5%	12.8%	10.0%

(別紙2)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項

1. 居宅介護支援について

- (1) 要介護認定までに、甲が居宅サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から7日以内に居宅サービス計画を作成し、甲にとって必要なサービス提供のための支援を行います。
- (2) (1)の場合において、乙は、居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 乙は(2)により作成した居宅サービス計画について、要介護認定後に甲等の意向を踏まえ、適切な居宅サービス計画の見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 乙は要介護認定後に、甲に対してこの契約の継続について意思確認を行います。この際に、甲から解約の申入れがあった場合には、この契約書第15条第1項の規定にかかわらず、この契約は終了します。
- (2) (1)の意思確認により、甲から解約の申入れがない場合には、この契約書別紙1に定める内容は終了します。

3. 注意事項

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(別紙3)

肖像権について

当施設のホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌等において、ご利用者の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。使用に関しましては次の内容に当てはまる場所に○をご記入ください。

- | | | |
|---|--------|----------------|
| ① | 掲示物 | (使用可 ・ 使用不可) |
| ② | ホームページ | (使用可 ・ 使用不可) |
| ③ | 広報誌 | (使用可 ・ 使用不可) |
| ④ | パンフレット | (使用可 ・ 使用不可) |
| ⑤ | 社内研修 | (使用可 ・ 使用不可) |
| ⑥ | 社外研修 | (使用可 ・ 使用不可) |

介護サービス計画作成における個人情報の提示同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- ① 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議や地域ケア会議等において必要な場合。
- ② 医療機関への情報提供や、行政機関において必要な場合。
- ③ 外部監査機関、評価機関への情報提供や損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等において必要な場合。
- ④ 上記にかかわらず緊急を要する時の連絡などの場合。

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提示は、必要最低限に留め、情報提示の際の関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報に使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 情報提示の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他の利用者や家族に関する情報
- ・ 認定審査票（74項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

私は、本書面に基づいて当施設職員（職名： 介護支援専門員 氏名 ）
から上記重要事項の説明を受け、また個人情報の提示に同意した事を確認します。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

(代筆者名) 氏名 _____ 続柄 _____

利用者の家族 住所 _____

氏名 _____

続柄 _____